

令和4年10月12日(水)

第7回 軽井沢スキーバス事故対策フォローアップ会議

軽井沢スキーバス事故後の貸切バス旅行の 安全確保の取り組みについて




一般社団法人

全国旅行業協会

重点的に取り組んだテーマ

万が一、事故が発生した際の被災者・ご家族対応など**サポート体制の拡充**
と
貸切バスツアーの**安全確保の徹底**

- 
- ① 全旅協旅行災害補償制度への「重大事故支援特約」の標準セット
 - ② 旅行業務取扱管理者への「貸切バスの安全対策・運賃制度」の研修
 - ③ 「安全運行パートナーシップ宣言」、「旅行安全マネジメントのすすめ」の再周知と遵守の呼び掛け

① 旅行災害補償制度に「重大事故支援特約」を標準セット

全国旅行業協会（ANTA）では、2018（H30）年4月から、会員用の全旅協旅行災害補償制度に「**重大事故支援特約**」を標準セットとして導入し、万が一の際の会員旅行者による被災者・ご家族への対応等について、危機管理の専門家による速やかなサポートが受けられるよう、バックアップ体制を構築しています。



「緊急連絡カード」の会員配付

24時間・365日対応可能な重大事故発生時の緊急連絡先等が記載された「緊急連絡カード」を全会員に配付し、常時携行するよう呼び掛けています。

重大事故発生時の対応は、その旅行を企画・実施する旅行者が責任をもって行うものであることは言うまでもありませんが、この制度の活用により、会員旅行者の重大事故を未然に防止し、平時から体制を構築できるよう、事故対応能力を高め、旅行の安全安心の向上のため、引き続き会員の指導に努めてまいります。

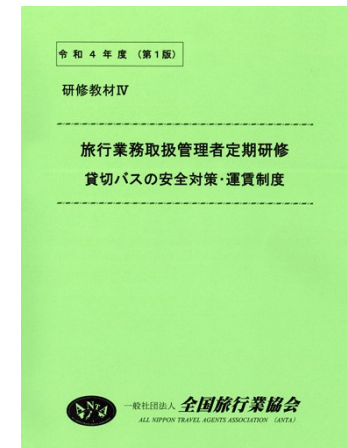
② 選任管理者の研修で貸切バス科目の講義を実施

旅行業法により、旅行業者はその選任した旅行業務取扱管理者について、旅行業協会が実施する「**定期研修**」を受講させることが義務付けられています。

全国旅行業協会（ANTA）が行う定期研修では、旅行業法及び関連法規、各種通達、旅行業約款等に関する3科目の講義とともに「**貸切バスの安全対策・運賃制度**」を単独の1科目の講義として実施しています。

【貸切バスの安全対策・運賃制度に係る講義内容】

- ・ 貸切バスの安全対策の経緯
- ・ 貸切バスの運賃・料金制度の内容
- ・ 安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策
- ・ 旅行広告・取引条件説明書面への貸切バス会社名の表記
- ・ 貸切バス関係通達・資料集 等



年度	受講者数
2021 (R3) 年度	1,132名
2020 (R2) 年度	1,099名
2019(H31/R1) 年度	2,641名
2018 (H30) 年度	2,521名
2017 (H29) 年度	1,360名



③ パートナーシップ宣言・安全マネジメントの再周知

○ 「安全運行パートナーシップ宣言」の再周知

国交省・観光庁が2021(R3)年10月29日に公表した「安全・安心な貸切バスの運行に向けた取組みの推進」を受けて、ANTA・JATA・日本バス協会では、2016年（H28）に3団体で策定した「安全運行パートナーシップ宣言」について、改めて周知を図りました。

安全運行パートナーシップ宣言とは

2016（H28）年8月に ANTA・JATA・日バス協の3団体は、旅行業者と貸切バス事業者がお互いの事業活動をする上で欠かすことのできないパートナーであることを理解し、その協力体制の確立によって法令等を遵守することを宣言・公表し、安全で快適なサービスを旅客に提供することを目的に「安全運行パートナーシップ宣言」を策定しました。

○ 「旅行安全マネジメントのすすめ」の再周知

本年4月23日に発生した知床遊覧船事故を受けて、2015年（H27）に観光庁が策定した「旅行安全マネジメントのすすめ」について改めて会員への周知を図り、旅行業者の組織的な安全マネジメントの構築により、安心・安全な旅行の実施に努めるよう要請しました。

